平成２１年（フ）第８５号
千葉県茂原市七渡3695番地10
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
千葉県勝浦市大沢155番地の４
債務者　平野　　力
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
千葉県茂原市七渡3741番地７
債務者　吉野　忠男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
千葉県君津市東日笠676番地１
債務者　志村いつ子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４０４号
石川県河北郡内灘町字大根布８丁目103番地
債務者　東度　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
石川県石川郡野々市町矢作３丁目169番地の１　ＭＡＣ野々市コート409号
債務者　田近　隆志
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１１号
石川県石川郡野々市町矢作３丁目169番地の１　ＭＡＣ野々市コート409号
債務者　田近満壽美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４４３号
石川県河北郡津幡町字太田ほ142番地　セゾン津幡206号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田に９番地１
債務者　清水　和也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目332番地３
債務者　岩崎　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割1569番地３　コーポ大木201号
債務者　中込　正文
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
山梨県中央市山之神1888番地20
債務者　松岡　政信
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2653番地　ＭＳハイツＣ棟107号
債務者　小泉　　博
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
山梨県甲府市富竹１丁目６番13号
債務者　高橋　吉輝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
山梨県甲府市富竹１丁目６番13号
債務者　高橋あきつ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
山梨県南アルプス市下宮地168番地５
債務者　水野　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
山梨県南巨摩郡増穂町小室807番地
債務者　山上　厚史
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
長野市丹波島３丁目845番地１リンピアハピネス202、前住所長野市若穂川田2562番地14
債務者　田中　和樹
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係